

ウッドショック対策臨時交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（受付開始：7月26日（月）午前10時から）

○必要書類

- ・申請書
- ・事業計画書
- ・事業計画書に記載した年間消費量が証明できる書類等の写し
- ・令和3年3月1日から9月30日までに県内原木市場等で原木等を購入したことを証明する書類等の写し（購入見込みの場合は購入後速やかに提出）

○申請は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として「とっとり電子申請サービス」により送信、または下記問い合わせ先に郵送してください。

※とっとり電子申請サービスは**7月26日（月）午前10時から入力できるようになります。**

※受付は先着順

（当日受付順位：①とっとり電子申請サービス、②郵送、③持参）

※予算額を超えた時点で締め切りますので、申請されても交付金を受け取れない場合があります。

※申請内容に不備が認められた場合、受付を取り消す場合があります。

※令和3年3月1日から9月30日までに県内原木市場等で原木等を購入できなかった場合は、交付金を返還していただきます。

○申請書は、鳥取県のホームページから入手できます。

※「鳥取県 県産材・林産振興課」で検索してください。

※郵送をご希望の場合は、下記問い合わせ先に連絡して下さい。

2. 交付決定及び額の確定通知到着

○申請を受け付けた日から原則30日以内にお届けします。

3. 入金・事業開始

○交付決定及び額の確定通知書到着後約20日で交付金をお支払いします。

○用途は限定していません。事業所の運営、商品開発、設備購入・改修、人材育成等に御活用ください。

○実績報告書の提出は必要ありませんが、後日、アンケートへの協力をお願いします。

問い合わせ先

鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課
〒680-8570 鳥取市東町1-220
Tel 0857-26-7302 ファクシミリ 0857-26-8192
メール kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp